

宮城県
ギャンブル等依存症対策推進計画
(計画期間：令和6年度～令和8年度)

※中間案 (R5.12.5)

宮城県
令和6年3月

目 次

第1章 計画に関する基本的事項	1
1．計画策定の趣旨	1
2．計画の位置づけ	1
3．計画の期間	1
第2章 本県のギャンブル等依存症をめぐる状況	3
1．本県のギャンブル等の施設の状況	3
2．ギャンブル等依存症に関する医療・相談機関の状況	4
3．ギャンブル等依存症に関連して生じる問題の状況	7
4．ギャンブル等依存症の民間団体の状況	8
参考：精神科医療機関マップ	10
第3章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方	11
1．基本理念	11
2．基本方針	11
3．取組の方向性	12
4．重点目標	13
第4章 具体的な取組	15
1．正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	15
(1) 教育の振興、普及啓発活動等	15
(2) 不適切なギャンブル等の防止	16
2．誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり	17
(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援	17
(2) 消費生活相談に関する支援	18
(3) 民間団体における取組	18
3．医療の充実と連携の促進	18
4．ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	19
(1) 社会復帰支援	19
(2) 民間団体への活動支援	20
5．人材の確保・育成	20
第5章 推進体制等	21

1. 関連施策との有機的な連携.....	21
2. 推進体制	21
3. 計画の見直し	21
資料編.....	22
1. ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）	23
2. 宮城県依存症等対策推進会議設置要綱	29
3. 宮城県依存症等対策推進会議部会設置要綱	31

第1章 計画に関する基本的事項

1. 計画策定の趣旨

ギャンブル等は、それにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があり、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていないという現状があります。

このような状況のもと、国においては、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号、以下「基本法」という。）が平成30年10月に施行され、平成31年4月には、同法に基づく基本計画が策定され、ギャンブル等依存症対策は、新たな法的枠組みの下で、従前にも増してより強力に進められることになりました。国は、基本法第3条で定める2つの基本理念¹を踏まえて、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。なお、国では、基本計画の策定から3年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第23条に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、令和4年3月に基本計画に必要な変更を加え、見直しています。

本県においても、このような国の動向等や県内の状況を踏まえ、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策を推進するため、「宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するものです。

本計画の策定により、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本県の総合的なギャンブル等依存症対策の方向性と具体的な取組を示すものであり、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向け、「宮城県地域医療計画」、「みやぎ21健康プラン」、「宮城県自死対策計画」、「宮城県アルコール健康障害対策推進計画」等、関係する保健、医療、福祉、教育等の個別計画との調和を図りながら、基本法第13条第1項のギャンブル等依存症対策推進計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

¹ 基本理念は、「ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること」及び「ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされること」とされている。

<参考>

○ ギャンブル等： 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為（出典：基本法）

○ ギャンブル等依存症： ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態（出典：基本法）

なお、「依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター」のサイトには、『いわゆるギャンブル依存症は、1970年代後半にWHOにおいて「**病的賭博**」という名称で正式に病気として認められました。その後の研究によってこの病気への理解が進み、ギャンブルがやめられないメカニズムはアルコール依存症や薬物依存症と似ている点が多いことがわかつてきました。このため、アルコール依存症等と同じ疾病分類（物質使用障害および行動嗜癖）に「ギャンブル障害」として位置づけられ、依存症として認められるようになりました。』と掲載されています。

第2章 本県のギャンブル等依存症をめぐる状況

1. 本県のギャンブル等の施設の状況

(1) 県内の公営競技の状況

本県には、公営競技の本場はありませんが、各種公営競技の場外勝馬投票券発売所、場外車券売場及び場外舟券売場（以下「場外発売所」という。）が5か所あります。県外にある競技場を利用することや、場外発売所、電話やインターネットを利用した購入や投票も可能であることから、本場に出向かなくても参加することが可能となっています。

図表1 本県にある公営競技の場外発売所

施設名	所在地	競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
テレトラック三本木	大崎市	○			
オフト大郷	大郷町	○			
サテライト宮城	村田町		○	○	
ボートピア大郷	大郷町				○
ボートピア川崎	川崎町				○

（令和5年5月1日現在）

(2) 本県の遊技場店舗数及び機械台数の状況

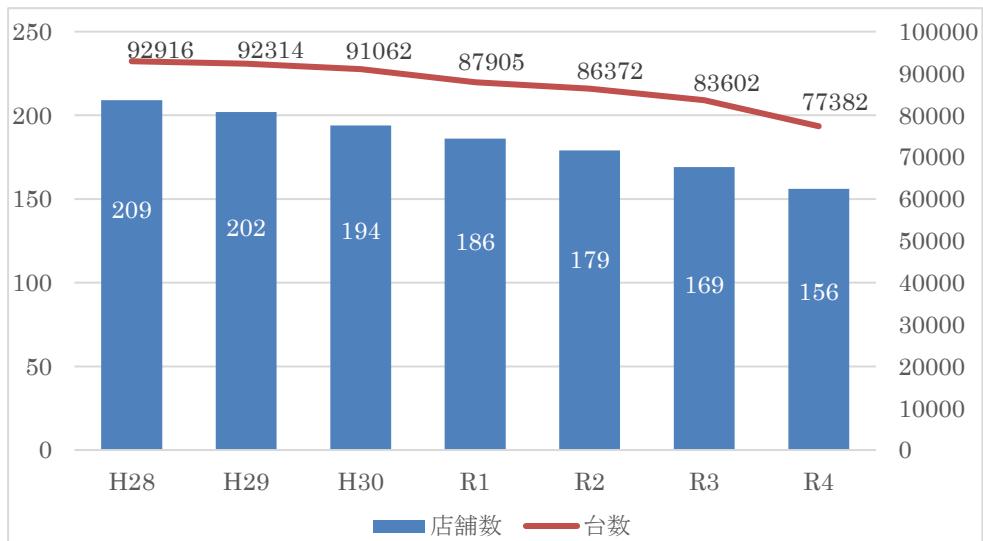
- 本県の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数は156店舗、機械台数（ぱちんこ遊技機・回胴式遊技機）は77,382台です。
店舗数及び機械台数は年々減少している傾向にあります。

図表2 本県の遊技場店舗数及び機械台数

店舗	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機
156店舗	50,798台	26,584台

（令和4年12月31日現在 警察庁調べ）

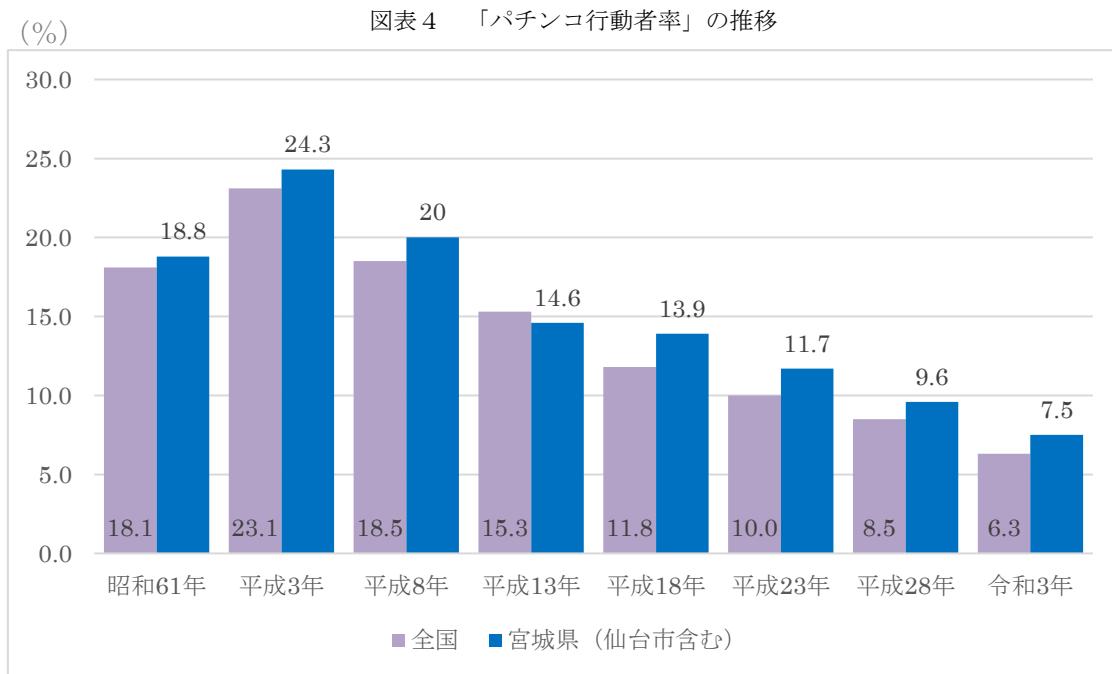
図表3 宮城県内の遊技場店舗数及び機械台数の推移



出典：全日本遊技業協同組合連合会統計より精神保健推進室作成

- パチンコ行動者率は、全国平均と比べると高い傾向にあります。

※公営競技の競馬、競輪、オートレース、競艇の行動者率は本調査の対象外とされています。



出典：総務省統計局「社会生活基本調査」

2. ギャンブル等依存症に関する医療・相談機関の状況

(1) 本県の「ギャンブル等依存症が疑われる者」の状況

- 令和2年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、ギャンブル等依存が疑われる者の実態と、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症の関連問題の実態を明らかにすることを目的に、基本法等で定められた実態調査として初めて、「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」が行われています。

同調査では、18歳から75歳未満を対象に、ギャンブル障害のスクリーニングテストとしてSOGS²の尺度を用いて、過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から全国における「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を成人の2.2%と推計しています。なお、男女別割合は、男性3.7%、女性0.7%です。

本県の推計人口（2020年10月1日現在）に、この年齢・割合をあてはめた場合、本県における「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計数は約3万4千人となります。

<参考> 人口 2,301,996人

うち 成人人口（男性） 777,547人×3.7% = 28,769人

成人人口（女性） 779,587人×0.7% = 5,457人 計 34,226人 ≈ 約3万4千人

² アメリカのサウスオース財團が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテストである。原版の質問数は16問だが、点数にはならない質問が4問含まれている。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されており、わが国では、2008年、2013年、2017年の全国調査で用いられた。得点範囲は0点～20点で、本報告書では、SOGS合計得点が5点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」とした。

(2) 本県のギャンブル等依存症に対応できる各機関の状況

- 本県におけるギャンブル等依存症に対応できる機関は下記のとおりです。

図表5 本県のギャンブル等依存症の専門医療機関・治療拠点機関・相談拠点

ギャンブル等依存症 専門医療機関	医療法人東北会東北会病院	令和元年度～
ギャンブル等依存症 治療拠点機関	医療法人東北会東北会病院	令和元年度～
ギャンブル等依存症 相談拠点	宮城県精神保健福祉センター 仙台市精神保健福祉総合センター	令和4年度～ 令和2年度～

(令和5年5月1日現在)

① 依存症専門医療機関及び治療拠点機関における実績

依存症専門医療機関及び治療拠点機関である医療法人東北会東北会病院における、外来者数及び入院者数は、外来者数については横ばい、入院者数については減少傾向です。

図表6 依存症専門医療機関及び治療拠点機関における実績

	外来		入院	
	実	延べ	実	延べ
R 2	151人	1,295人	19人	808人
R 3	116人	1,084人	9人	533人
R 4	147人	1,139人	7人	368人

出典：依存症対策連携業務（東北会病院委託事業）実績より精神保健推進室作成

② 相談拠点における実績

相談拠点である宮城県精神保健福祉センターにおける、来所及び電話での相談者数は、やや減少傾向です。なお、仙台市精神保健福祉総合センターにおける相談件数（電話・来所・訪問等）は増加傾向です。

相談件数の推移については、新型コロナウイルス感染症の影響で相談の機会が制限されたことが示唆されます。

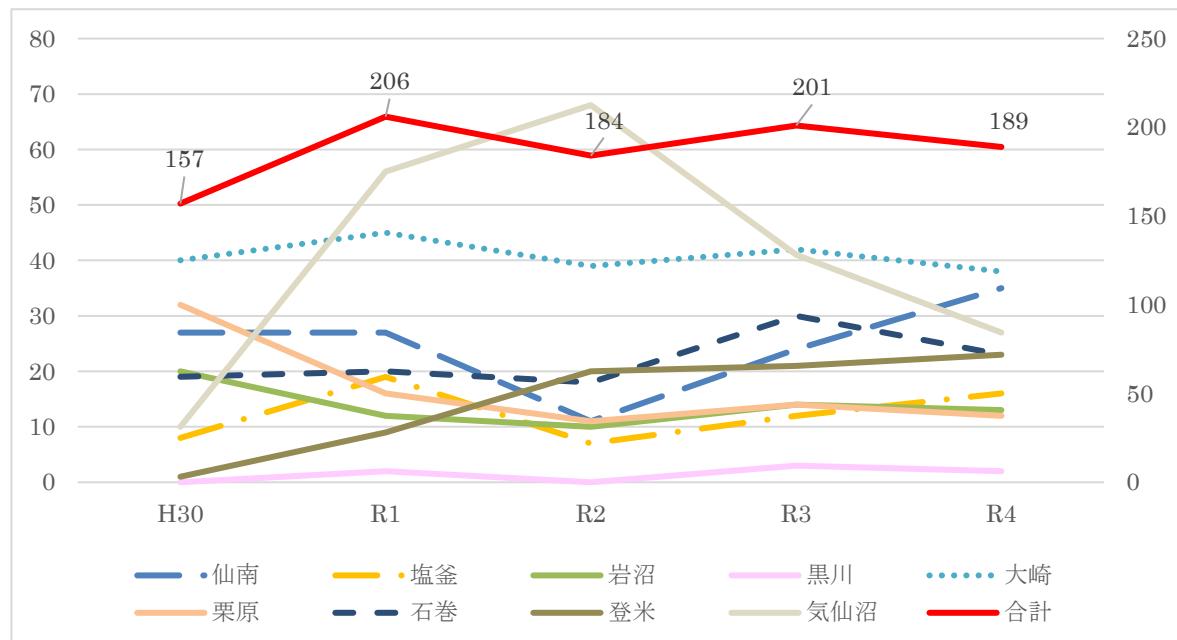
図表7 相談拠点における実績

	宮城県精神保健福祉センター			仙台市精神保健福祉 総合センター	
	来所	電話		計 (延べ)	電話・来所・訪問等 (延べ)
		実	延べ		
R 1	15人	31人	49人	80人	36人
R 2	18人	62人	43人	105人	69人
R 3	10人	45人	30人	75人	102人

出典：宮城県精神保健福祉センター及び仙台市精神保健福祉総合センター実績より精神保健推進室作成

- 県各保健所において、医療法人東北会東北会病院の相談員による専門相談を定期的に実施しています。

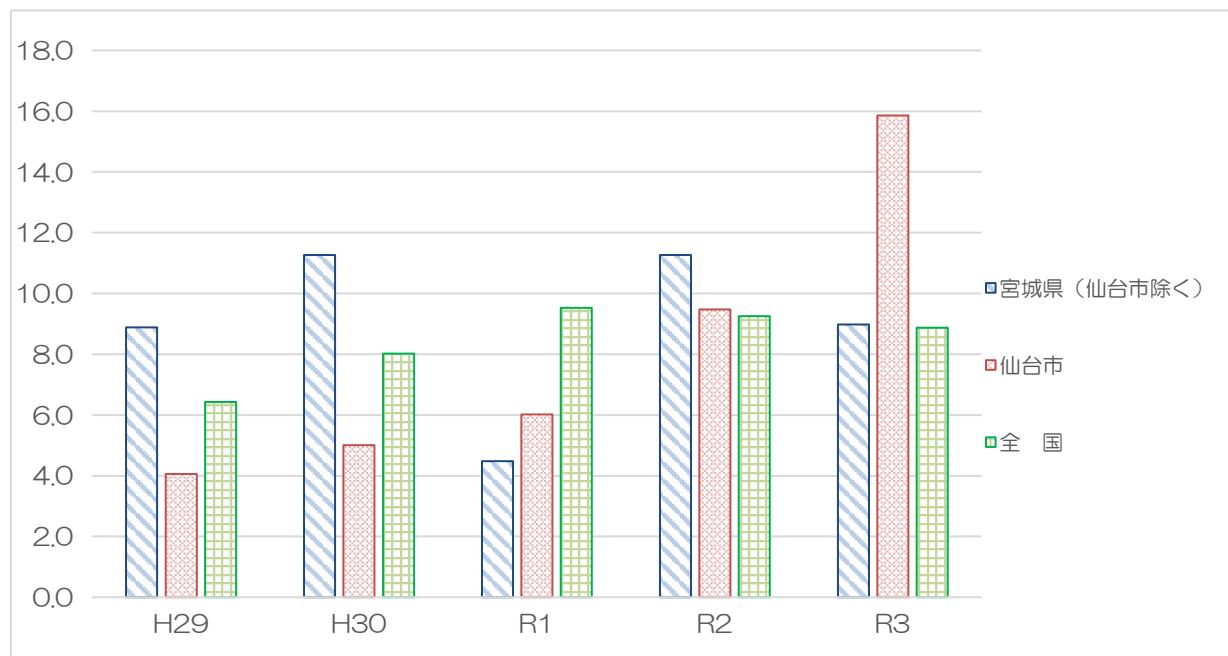
図表8 専門相談実績の推移（ギャンブル等依存症以外も含めた延べ相談者数）



出典：県各保健所専門相談実績より精神保健推進室作成

- 市町村、保健所においても、ギャンブル等依存症の相談を電話や面接等により受けています。年度により、ばらつきはあるものの、相談件数は増加傾向です。

図表9 市町村及び保健所における相談件数（人口10万対）（ギャンブル等依存症のみ）



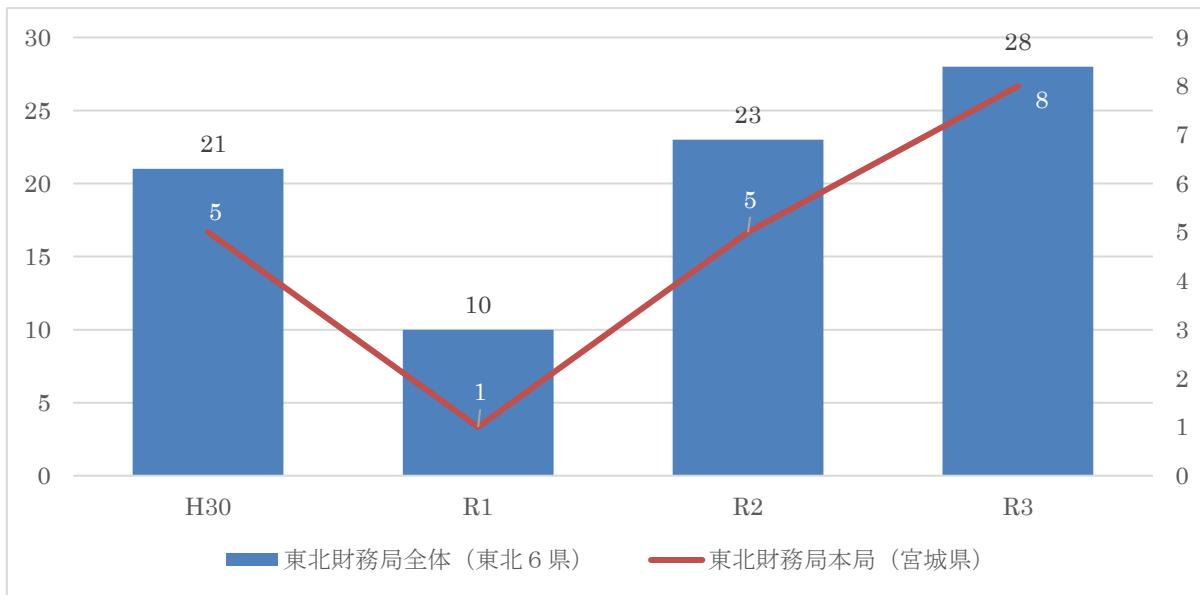
出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

3. ギャンブル等依存症に関連して生じる問題の状況

(1) 多重債務相談の状況

東北財務局全体（東北6県）におけるギャンブル等に起因する多重債務に関する相談件数は、令和3年度においては、28件であり、そのうち、東北財務局本局（宮城県）で受け付けた相談は、8件となっています。

図表10（参考）ギャンブル等に起因する多重債務に関する相談件数の推移

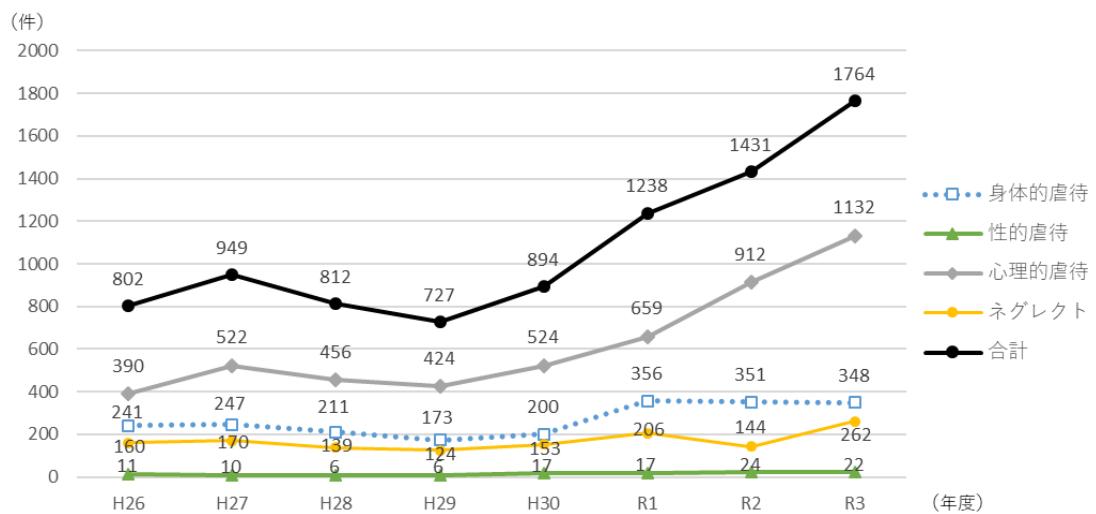


出典：東北財務局「多重債務者相談の受付状況」

(2) 児童虐待の状況

ギャンブル等依存症に関連して生じる問題の一つとして虐待があげられます。本県における児童虐待相談対応件数は増加傾向であり、依存症の問題を抱える人の中には、幼少期に虐待を受けるなどの逆境的体験があるケースもあります。児童虐待に対するギャンブル等依存症の影響についての詳細な調査・研究は皆無に等しく、今後の課題となっています。

図表11（参考）虐待種類別相談対応件数の年次推移（宮城県）

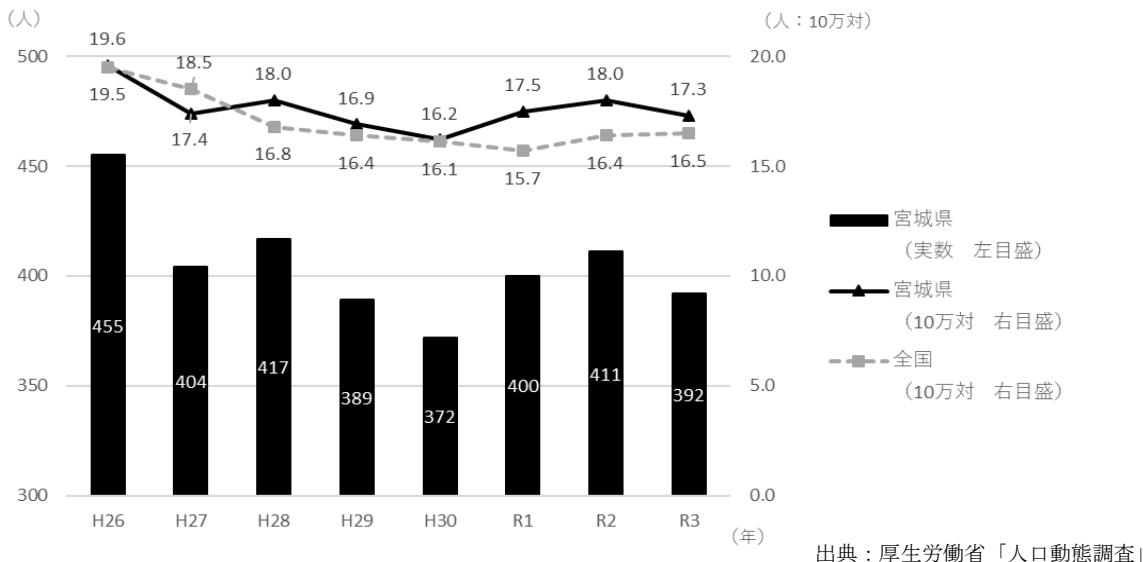


出典：子ども・家庭支援課「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

(3) 自殺者数及び自殺死亡率の状況

ギャンブル等依存症問題の一つに自殺が含まれています。国の自殺総合対策大綱では、「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」との重点施策を掲げ、依存症を含めた精神疾患等によるハイリスク者対策を推進することとしています。

図表12 (参考) 自殺者数と自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

4. ギャンブル等依存症の民間団体の状況

- 同じ問題を抱える人やその家族らが自主的に集まり、同じような経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ、助け合える場所が自助グループです。グループメンバーと体験談、想い、情報、知識などを分かち合うことで、気づき、希望や問題解決へのヒントなどを得ることができ、回復に効果的とされています。本県でも、様々な場所で自助グループが活動しています。

(本県の主な自助グループ)

① GA (ギャンブラーーズ・アノニマス)

経験と力と希望を分かち合って共通の問題を解決し、ほかの人たちもギャンブルの問題から回復するように手助けしたいという当事者同士で回復を目指す自助グループです。当事者のみが参加できるクローズドミーティングのほか、家族や支援関係者も参加できるオープンミーティングも行っています。

② ギャマノン (Gam-Anon)

ギャンブル依存症の家族、友人のための自助グループです。匿名で参加することができます。同じ立場の人たちが集まってミーティングを行っています。家族・兄弟・友人のみが出席できるミーティングのほか、家族及び本人、関係者、ギャマノンに関心のある方などなたでも参加できるミーティングも行っています。

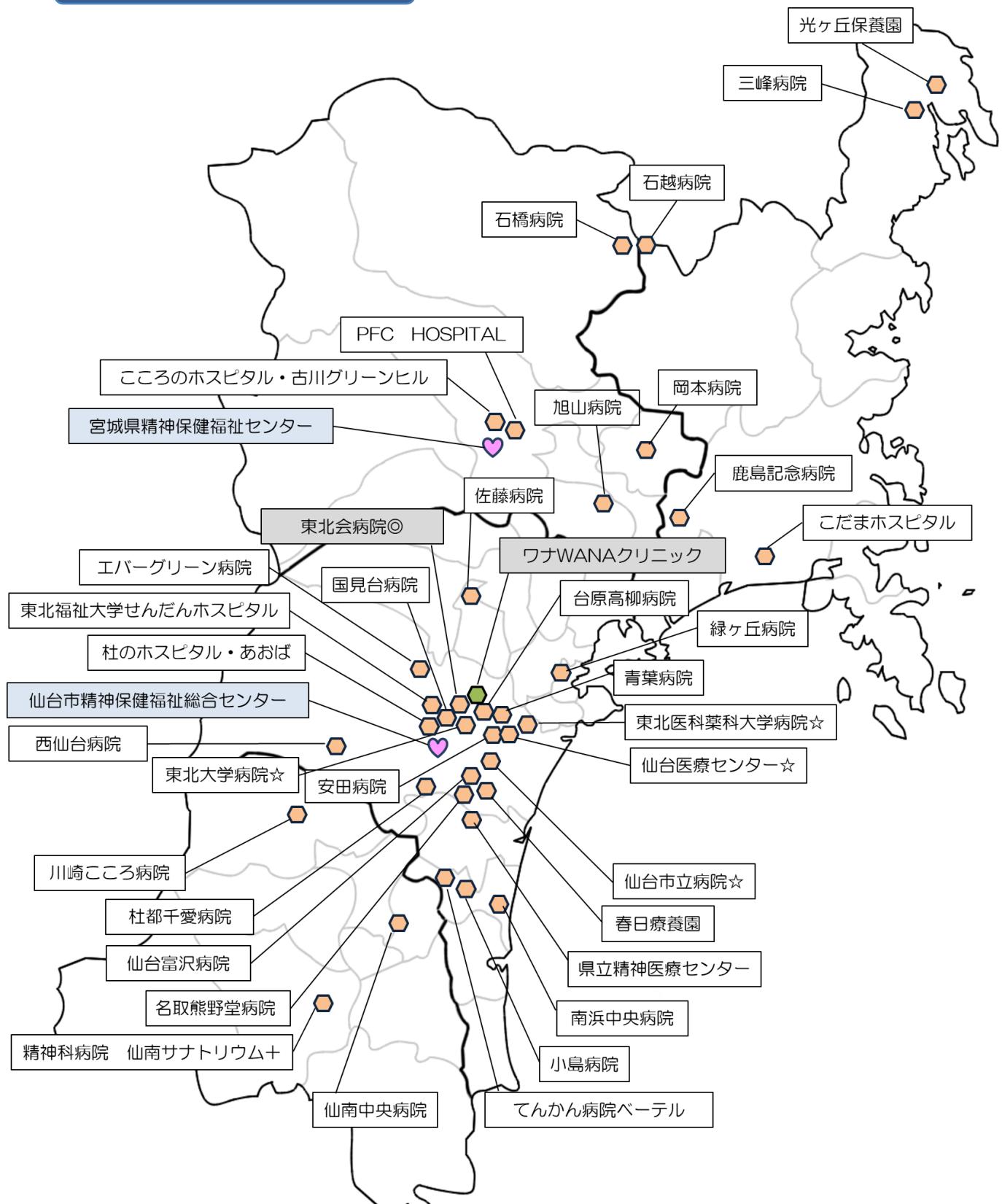
- ギャンブル依存症は、家族に与える影響も大きいことから、家族の会ではギャンブル依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等を学び合い、また、ギャンブル依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的とした、啓発活動、情報提供などの活動をしています。

(本県の主な家族会)

全国ギャンブル依存症家族の会宮城

同じ苦しみの中にいる家族たちが当事者との適切な関わり方を学び、結果として、当事者にとっても家族にとっても有効な手立てが取れるよう活動している家族の会です。家族会のほか、ギャンブル依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的として、啓発活動、情報提供などの活動もしています。

精神科医療機関マップ



◎: 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関
 ☆: 精神病床を有する一般病院
 ●: 精神科を標榜する病院
 ■: 依存症に関してのカウンセリングを行っている医療機関
 ◆: 相談拠点

第3章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

1. 基本理念

基本法第3条の規定を踏まえ、以下に掲げる事項を基本理念として、本県のギャンブル等依存症対策を行います。

- (1) ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。
- (2) ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

2. 基本方針

本県のギャンブル等依存症をめぐる状況や基本理念を踏まえ、各段階に応じた適切なギャンブル等依存症対策の実施をします。

○ 発生予防（一次予防）

ギャンブル等依存症に関する正しい理解を深めるため、教育等とも連携し、ギャンブル等依存症に関する啓発と依存症に対する誤解や偏見の解消、不適切なギャンブル等を防止する社会づくりを進めます。

○ 進行予防（二次予防）

保健・医療・福祉・法務などの関係機関・団体等と連携し、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入の取組を進めます。

○ 再発予防（三次予防）

ギャンブル等依存症を有する者等及び家族が健やかな日常生活及び社会生活を送れるよう、保健・医療・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループ及び家族会の活動支援等を行い、ギャンブル等依存症の再発防止・回復支援を進めます。

3. 取組の方向性

(1) 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があることや、適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識の普及に努めるとともに、関係事業者等による予防措置や学校、職場等における予防教育を通じて、不適切なギャンブル等を防止する取組を推進します。

(2) 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

精神保健福祉センターや保健所を中心とし、ギャンブル等依存症者への相談支援を行うとともに、医療機関や自助グループ等の民間団体と連携した支援を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 医療の充実と連携の促進

ギャンブル等依存症者等が適切な医療を受けられるよう、依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携に努めます。また、医療機関と相談支援機関、民間団体等の相互の連携を促進します。

(4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症者等の円滑な回復、社会復帰に向けて、地域で活動する自助グループ及び家族会等の民間団体への支援に加え、職場を含め広く社会全体における理解の促進を図ります。

(5) 人材の確保・育成

ギャンブル等依存症対策を発生予防、進行予防、再発予防の各段階において効果的に推進するため、各種研修会の開催等を通じて、ギャンブル等依存症に適切に対応できる人材を育成します。

4. 重点目標

基本理念及び取組方針を基に次の項目を重点目標とします。

重点目標 1 ギャンブル等依存症を早期に予防すること、ギャンブル等の問題に悩む本人及びその家族が適切な支援につながることを目指し、普及啓発の強化を図る

【目標項目】

ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するために、依存症専門医療機関及び治療拠点機関、また、相談拠点において、研修会や講演会等を実施し、啓発に努めます。

また、ギャンブル等をすることができる年齢に達する前までに依存症についての正しい知識を持つことができるよう、教育機関の協力のもとギャンブル等依存症についての予防啓発を実施します。

指標	現状	目標
依存症専門医療機関及び治療拠点機関、相談拠点における研修会の開催数	<p>【依存症専門医療機関及び治療拠点機関】(R4) ○医療法人東北会東北会病院 依存症全般をテーマとした研修会を開催（2回） 【相談拠点】(R4) ○宮城県精神保健福祉センター ギャンブル依存症をテーマとした研修会を開催（1回） 依存症全般をテーマとした研修会を開催（1回） ○仙台市精神保健福祉総合センター 依存症全般をテーマとした研修会を開催（1回）</p>	依存症専門医療機関及び治療拠点機関、相談拠点、それぞれでギャンブル等依存症に関する研修会を1回／年以上開催する
若年層へのギャンブル等依存症についての研修会の開催数	これまで未開催	<ul style="list-style-type: none">・教育機関等にて研修会を1回／年以上開催する・関係団体等にて研修会を1回／年以上開催する

重点目標 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築する

【目標項目】

相談拠点について、周知を促進するとともに、ギャンブル等依存症である者及び家族への相談体制の充実を図ります。

また、ギャンブル等依存症に対応するための保健・医療・福祉・教育・法務等の関係機関との連携体制を構築します。

指標	現状	目標
相談拠点におけるギャンブル等依存症に関する相談件数	<p>【相談件数】(R3)</p> <p>○宮城県精神保健福祉センター 来所：実 10 人、延べ 45 人／電話：延べ 30 人</p> <p>○仙台市精神保健福祉総合センター 電話・来所・訪問等 延べ 102 人</p>	相談件数の増加
ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の数	1 か所（令和元年度～医療法人東北会 東北会病院）	専門医療機関を新たに 1 か所以上選定する
依存症等対策推進会議の開催数	これまで未開催	依存症等対策推進会議を 1 回／年 以上開催する

第4章 具体的な取組

1. 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

【現状・課題等】

- ギャンブル等依存症は誰もがなり得るものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が可能であるといった正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの現状があります。
- ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 若年層から正しい知識を持ち、ギャンブル等依存症について理解することができるよう、高校生や新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があります。特に若年層の家族に対し、相談窓口の紹介を含め、早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進する必要があります。

取組内容

(1) 教育の振興、普及啓発活動等

① 自治体における取組

- 本県ホームページに、依存症相談窓口や依存症専門医療機関及び治療拠点機関など、ギャンブル等依存症に関する各種情報を掲載し、周知します。
- 基本法において定められている、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から同月20日まで）を中心に、県民にギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深められるよう、国の啓発週間用リーフレットやポスター等の資材を関係機関及び市町村へ配付するほか、県庁舎内にて掲示を行い、普及啓発を図ります。
- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及を図るため、公営競技やぱちんこ等の関係事業者、相談支援機関等と連携しながら、ギャンブル等依存症問題啓発週間に限らず、年間を通じて注意喚起・啓発用ポスターの掲示・配付を行います。
- ギャンブル等依存症に携わる関係団体への正しい知識の普及啓発を図ります。

② 教育現場における取組

- ギャンブル等をすることができる年齢に達する前の生徒等に対して、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及します。
- 平成30年3月公示の高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、令和4年度入学生より実施されていることを踏まえ、学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに、教育現場におけるギャンブル等依存症に関する理解を深めるため、国が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」について教育現場への周知等を行います。
- 国が作成している教師用指導参考資料や高校生向け啓発資料（「行動嗜癖を知っていますか？ギャンブル等にのめり込まないために」）について、教育委員会等を通じて、教育現場への周知等を行います。

- 青少年や若い世代を対象にギャンブル等依存症に関する予防啓発、研修の実施を行います。

③ 公営競技事業所における取組

- 令和4年3月、公営競技施行者連絡協議会において、公営競技広告・宣伝指針が策定されたことを踏まえ、各公営競技におけるギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、啓発ポスター やウェブサイト等での注意喚起がなされるよう、公営競技事業者等と連携を図ります。
- 会場やレース開催告知ポスター、イベント告知のチラシや自動販売機などに注意喚起標語等を掲載するほか、会場内の掲示物やホームページ等で「ギャンブル等依存症相談窓口」の周知を行います。

④ 遊技業者における取組

- 広告・宣伝、啓発ポスター やウェブサイト等での注意喚起について、令和元年度に注意喚起標語（「ぱちんこ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」、「ぱちんこ・パチスロは18歳になってから。」）の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針が策定・公表されたことを踏まえ、それらを盛り込んだポスター や広告を、各ホールの目につくところに掲示するなど、広告・宣伝がギャンブル等依存症の予防等に配慮したものとなるよう、遊技業者と連携を図ります。
- 宮城県遊技業協働組合では、業界団体による広告宣伝ガイドラインに基づき、著しく射幸心をそそる行為を禁止する指導を強化するとともに、ぱちんこ等依存問題相談窓口を明示するプレートを組合参加ホールのカウンターに設置するなど、ぱちんこへの依存問題の予防に積極的に取り組んでいます。

⑤ 民間団体における取組

- 一般市民向け啓発セミナーやギャンブル等依存症家族相談会の開催、SNSによる発信、啓発冊子の作成や配付を行います。
- 家族向けのテキストを作成し、関係機関へ配付するとともに、啓発セミナーや家族向け勉強会を開催します。
- ギャンブル等依存症当事者及び家族による体験発表やセミナーを開催します。

（2）不適切なギャンブル等の防止

① 公営競技事業所における取組

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、20歳未満の者の馬券・車券等の購入を防止するため、20歳未満と思われる者に対し、場内モニターや場内放送での注意喚起及び警備員等による声かけ、身分証明書等による年齢確認を実施します。
- 本人及び家族の申告に基づき、入場制限を実施し、入場制限者と思われる者への声かけを実施します。
- 本人及び家族からの申告に基づく、「インターネット投票制限及び利用額制限」を実施します。
- 令和2年度に公表されたセルフチェックツール等の活用を推進し、発生抑止につながる知識の普及対策やギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につなげ、予防対策がより効果的なものとなるようにするため、セルフチェックツールが幅広く普及・活用されるよう、公営競技事業者との連携を強化します。

② 遊技業者における取組

- 令和元年度に制定された、本人自ら使用する金額やぱちんこ等を行う時間の上限を設定し、それを超過した場合に従業員が知らせる等の自己申告プログラムや、家族が本人の入場制限を申し込み、本人が来店した場合にはぱちんこ営業所が退店を促す声かけをする家族申告プログラムの導入を行います。
- 18歳未満の可能性があると認められる者の入店時の年齢確認書類による確認対応及び広告物による立入禁止対策を徹底するとともに、従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施します。
- 令和元年12月に制定された「パチンコ依存問題対策基本要綱」及び「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」に基づき令和2年3月に策定された「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」と付属マニュアルに基づき、依存症対策を実施します。

③ 県警察における取組

- 風営適正化法に基づく管理者講習や店舗への立入り等の機会を捉えて、店舗入口に18歳未満の者の立入りを禁止する旨の表示及び18歳以上であることが明らかでない者に対する入店時の年齢確認の確実な実施など、遊技業者による遵守事項等の徹底を指導するとともに、関係機関・団体に対し必要な指導及び助言を行います。
- 違法賭博店等の取締りや注意喚起を行うなど、風俗環境の浄化を推進します。

2. 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

【現状・課題等】

- ギャンブル等依存症である者やその家族等が、どこに相談したらよいのかわからず、治療や支援の窓口につながりにくい現状があります。必要な治療や支援を受けられるように、相談拠点である宮城県精神保健福祉センター及び仙台市精神保健福祉総合センターについて、継続して周知していく必要があります。
- ギャンブル等依存症のほか、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の様々な問題を抱えていることがあります。個々の状況に応じた適切な相談支援が求められています。
- できるだけ早期に適切な医療や支援を受けるためには、相談拠点に加え、身近な地域の相談対応や、関係機関・団体相互の連携体制の構築が求められています。
- ギャンブル等依存症者は賭金等を確保するために、複数の金融機関等から借金を行うことがあります。この返済が困難になることで、生活費を使い込むなど、生活困窮になる場合や困窮に至らないまでも、生活の建て直しが課題となります。
- 生活支援の開始が遅れることで返済額が増え、多重債務の問題が生じるほか、家族等との関係性の悪化につながり、様々な問題が生じるため、早期からの支援が重要となります。多重債務問題は、借金をしないことはもちろん、返済困難となった場合の対応なども含めた適切な支援策が必要となります。

取組内容

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援

① 自治体における取組

- 令和2年度より相談拠点に位置づけた仙台市精神保健福祉総合センター及び、令和4年度に

相談拠点に位置づけた宮城県精神保健福祉センターにおいて、電話や面接による専門相談支援や当事者向け治療回復プログラム等、効果的な支援を行います。

- 県内各保健所においても、ギャンブル等依存症に関する電話や面接による相談支援活動を行い、相談支援体制の強化を図ります。
- ギャンブル等依存症である者を対象に、宮城県精神保健福祉センターにおいては、ギャンブル障害回復トレーニングプログラム「SAT-G」（本人向けの回復支援プログラム）を実施し、ギャンブル等に頼らない生活を取り戻す支援を行います。
- 「SAT-G」研修を保健所職員等が受講し、相談拠点以外の相談機関においても、「SAT-G」の内容を踏まえた相談支援が行えるようにします。

② 公営競技事業所における取組

- 全国公営競技施行者連絡協議会やモーターポート競走関連団体が設置する相談窓口（公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター・ギャンブル依存症予防回復センター）について、ホームページ等で周知を図るとともに、相談を必要としている人に対し、同センターへの相談を促します。

③ 遊技業者における取組

- 「リカバリーサポート・ネットワーク」（ぱちんこ等の全国相談窓口）電話相談窓口をポスター等により各店舗で周知します。
- 宮城県遊技業協同組合の公式ホームページで、ギャンブル等依存症相談窓口を周知します。
- ぱちんこ店舗従業員に対して、ぱちんこへの「のめり込み」に関する基礎知識を習得する講習会の受講を推進するとともに、ギャンブル等依存症問題への適切な情報提供等をする「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の養成を促進します。

（2）消費生活相談に関する支援

- 多重債務者への相談対応を含めた消費生活に関する相談支援を行います。
- 消費者庁及び金融庁において作成している、治療等のための機関の紹介や関係機関の連絡先一覧の記載がある「ギャンブル等依存症が疑われる方やその家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の周知を図るとともに、活用を推進します。

（3）民間団体における取組

- 全国ギャンブル依存症家族の会宮城は、365日電話相談を受け付けるほか、当事者や家族の個別相談、家族向け相談会、関係機関への同行支援や連携を行います。

3. 医療の充実と連携の促進

【現状・課題等】

- ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方で、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症者が地域で必要な支援

を受けられていない状況があります。このため、依存症に対応することのできる医療機関を確保することが必要です。

- ギャンブル等依存症者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、地域において専門的な医療提供体制の整備を促進するとともに、医療機関と関係機関・団体の相互の連携が推進できる基盤を構築する必要があります。

取組内容

- ギャンブル等依存症者やその家族が必要な治療や支援を受けられるよう、専門医療機関及び治療拠点機関について周知を図るとともに、専門的な医療提供体制の整備を促進します。
- ギャンブル等依存症者の専門医療機関及び治療拠点機関として、依存症治療プログラムや家族向け回復プログラムを実施し、回復への支援に取り組みます。
- ギャンブル等依存症の専門プログラムによる医療提供や、相談機関、医療機関及び民間団体等との連携を行います。また、治療拠点機関にて、ギャンブル等依存症に関する取組の情報発信や、医療機関を対象とした研修等を実施します。

4. ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

【現状・課題等】

- ギャンブル等依存症に対する社会全体の理解が十分ではないと考えられるため、ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により回復が十分可能であるという正しい認識を、社会全体に広めていく必要があります。
- ギャンブル等依存症の円滑な回復のためには、同じ問題を抱えた当事者が集まり、お互いに体験を共有し、分かち合うための自助グループ等への参加が重要です。
- ギャンブル等依存症から回復することは当事者一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループにつながることが必要です。
- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、本人の集まりであるギャンブラーーズ・アノニマス（以下「GA」という。）や家族等の集まりであるギャマノンがあり、全国の様々な会場で、「言いつ放し、聞きっ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを開催しています。
- ギャンブル依存症者の周囲には、問題に巻き込まれ苦しんでいる家族がいます。同じ苦しみの中にいる家族たちが当事者との適切な関わり方を学び、当事者にとっても家族にとっても有効な手立てが取れるよう、関係団体と連携した取組が必要です。

取組内容

（1）社会復帰支援

- ギャンブル等依存症からの回復と社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症が適切な治療や支援により回復が可能であること等について正しい認識を普及し、社会全体の理解を促進します。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が、回復に向けて継続して取り組んでいけるよう、関係機関の間で地域の自助グループ等の情報共有に努め、必要に応じて活用につなげます。

- 相談拠点において、「SAT-G」による本人支援を行うとともに、保健所において相談支援や情報発信等を行うなど、ギャンブル等依存症者及びその家族の支援を実施します。

(2) 民間団体への活動支援

- 民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、県民が民間団体を必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を図ります。
- 自助グループ等の活動や取組について、相談支援機関や事業者団体等の関係機関のホームページやリーフレットへの掲載等により広く周知を図り、県民の理解を促進します。
- 自助グループ等が開催する事業について、主催者と積極的に連携を図りながら後援等を行います。
- 自助グループ等の活性化に資するよう、相談支援機関や事業者団体等の関係機関と連携を図り、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供するなど、自助グループ等の活動の支援に努めます。

5. 人材の確保・育成

【現状・課題等】

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の多くの問題に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、各分野において、知識を有する人材の確保・育成を図る必要があります。

取組内容

- 専門医療機関及び治療拠点機関、相談拠点において、医療関係者や地域の支援者を対象とした、ギャンブル等依存症の理解に関する研修や、地域での支援・連携体制の構築を推進するための研修を実施します。
- 相談拠点以外の相談機関においても相談支援が行えるよう、専門医療機関及び治療拠点機関、精神保健福祉センターにおいて技術的支援を行い、支援関係者の対応力の向上を図ります。

第5章 推進体制等

1. 関連施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、県関係部局と相互に必要な連絡・調整等を行います。

また、各施策の効果を高めるため、関係機関との連携を推進します。

2. 推進体制

本県の実情に即したギャンブル等依存症対策を推進するため、本計画を策定した宮城県依存症等対策推進会議において、本計画の取組の成果と課題を検証し、計画の総合的かつ計画的な推進に向けた検討・協議を行います。

また、県関係部局で構成する宮城県依存症等対策推進庁内検討会議を開催し、ギャンブル等依存症の現状や課題について認識を共有し、効果的な施策・事業の実施に向けた協議を行います。

3. 計画の見直し

基本法第13条第3項に基づき、本県の重点目標の達成状況を確認し、ギャンブル等依存症対策の効果の評価を行います。この評価や社会情勢等の変化を踏まえ検討を行い、必要があると認めるときには、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

資料編

1. ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）	23
2. 宮城県依存症等対策推進会議設置要綱	29
3. 宮城県依存症等対策推進会議部会設置要綱	31

1. ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発

に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症対策に関する業務に従事する者の責務）

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症問題啓発週間）

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

（ギャンブル等依存症対策推進基本計画）

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めるなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画）

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければ

ばならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかるわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（相談支援等）

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（社会復帰の支援）

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るために、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関する十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
 - 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 國土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者
(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

2. 宮城県依存症等対策推進会議設置要綱

(目的)

第1 宮城県における依存症及びアルコール健康障害（以下「依存症等」という。）への対策について、県内の関係機関・団体が連携し、総合的かつ計画的に推進するため、宮城県依存症等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 依存症等対策の推進に関すること。
- (2) 依存症等対策に係る情報交換及び連携に関すること。
- (3) 宮城県の依存症等対策に係る計画の策定、見直しに関すること。
- (4) 前号の計画に係る進捗管理、評価に関すること。
- (5) その他依存症等対策に関して必要な事項

(出席者)

第3 推進会議の出席者は、別表に掲げる依存症等対策に関わる関係機関・団体等とする。

(会議)

第4 推進会議は、保健福祉部長が必要に応じて招集する。

2 保健福祉部長は、必要に応じて別表に掲げる団体等以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5 専門的な事項を協議・検討するために、推進会議に部会を設置することができる。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、宮城県保健福祉部精神保健推進室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

区分	団体等
医療	公益社団法人宮城県医師会
	宮城県精神科病院協会
	宮城県精神神経科診療所協会
	医療法人東北会東北会病院
保健福祉	仙台市精神保健福祉総合センター
	一般社団法人パーソナルサポートセンター
	宮城県精神保健福祉センター
	保健福祉事務所長等会議 保健・医療専門部会
国	仙台保護観察所
司法	宮城県司法書士会
当事者・支援団体	N P O 法人宮城県断酒会
	ギャンブルーズ・アノニマス (G A)

3. 宮城県依存症等対策推進会議部会設置要綱

(目的)

第1 宮城県における依存症及びアルコール健康障害（以下「依存症等」という。）への対策について、県内の関係機関・団体が連携し、総合的かつ計画的に推進するため、宮城県依存症等対策推進会議設置要綱第5条に基づき、宮城県依存症等対策推進会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 部会においては、次に掲げる事項を協議・検討するものとする。

(1) アルコール健康障害対策部会

- ・アルコール健康障害対策の充実に向けた対策
- ・宮城県アルコール健康障害対策推進計画に関する事項
- ・その他アルコール健康障害対策に関する必要な事項

(2) ギャンブル等依存症対策部会

- ・ギャンブル等依存症に関する支援体制の充実に向けた対策
- ・宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画に関する事項
- ・その他ギャンブル等依存症対策に関する必要な事項

(出席者)

第3 部会の出席者は、別表に掲げる依存症等対策に関わる関係機関・団体等とする。

(会議)

第4 部会は、精神保健推進室長が必要に応じて招集する。

2 精神保健推進室長は、必要に応じて別表に掲げる団体等以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 部会の庶務は、宮城県保健福祉部精神保健推進室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、精神保健推進室長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

(1) アルコール健康障害対策部会

区分	団体等
医療	医療法人東北会東北会病院
保健福祉	宮城県精神保健福祉センター
	仙台市精神保健福祉総合センター
	宮城県精神保健福祉士協会
	宮城県保健師連絡協議会
保険	全国健康保険協会宮城支部
当事者・支援団体	N P O 法人宮城県断酒会
	A A 東北セントラルオフィス
事業者	宮城県小売酒販組合連合会

(2) ギャンブル等依存症対策部会

区分	団体等
医療	医療法人東北会東北会病院
保健福祉	宮城県精神保健福祉センター
	仙台市精神保健福祉総合センター
	宮城県精神保健福祉士協会
国	宮城刑務所
司法	宮城県司法書士会
当事者・支援団体	ギャンブルアーズ・アノニマス (G A)
	全国ギャンブル依存症家族の会宮城
事業者	宮城県遊技業協同組合
消費者団体	仙台市消費生活センター